

県土整備局建築工事の工期設定に関する事務処理要綱

第1 目的

この要綱は、県土整備局発注の建築工事、電気設備工事および機械設備工事（以下「建築工事」という。）を請負施工に付す場合において、予定価格のもととなる工事費の積算において、適正な工期を設定する事務処理に関し、必要な事項を定め、適正な工事費の積算に資することを目的とする。

第2 基本方針

発注者は、工事目的物の品質確保はもとより工事の安全性、経済性等の確保に配慮し、当該工事の規模、難易度、地域の実情、自然条件、工事内容及び施工条件等を踏まえ、適切に施工計画を想定し、その施工計画と整合の取れた工期を設定するものとする。

第3 定義

この要綱において、「工期」とは、工事を実施するために要する期間で、次の各号に掲げる期間等を含めた実工事期間とする。

(1) 準備期間

施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計意図伝達、現場事務所の設置等の期間をいう。

(2) 実作業期間

工事目的物を完成させるために必要な実働日数により算出される期間をいう。なお、関連工事を含めた各工事が支障ない状態にまで完了し、建築物等の使用を想定した総合試運転調整の期間を含む。

(3) 不稼動日

休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇）、降雨日、降雪日、現場状況（地元関係者や関係機関との協議による各種規制、関連工事の影響等）を考慮した作業不能日数をいう。

(4) 検査、後片付け等期間

施工終了後の自主検査、監理者の検査、官公署の完了検査、後片付け、清掃等の期間をいう。

第4 工期の設定

工期は、工事の性格、地域の実情、自然条件、建設労働者等の休日等による不稼動日等を考慮するとともに、第5に定める事項に留意し、実施設計業務委託における工期の検討結果等を踏まえて、工事施工に必要な日数を確保するなど適切に設定するものとする。なお、工期を設定するときは、原則として、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日に工事の施工を行わないものとする。

第5 適切な工期を設定するための留意事項

発注者は、適切な工期を設定するため、工期の設定に際し、以下の事項に留意する。

1. 共通事項

- (1) 多雪、寒冷、多雨及び強風等の自然的要因並びに労働事情、建設資材の調達事情及び交通事情等の社会的要因を考慮する。特に、躯体工事及び外構工事においては当該地域における自然的要因の影響を強く受けることを考慮する。
- (2) 工事場所の周辺環境、近隣状況及び工事場所に係る各種規制等を考慮する。特に工事の円滑な施工に支障となるような近隣の影響を考慮する。
- (3) 週休2日の確保、祝日、年末年始休暇、夏季休暇、入居する官公署等（以下「入居官公署等」という。）の行事等による不稼動日を考慮する。
- (4) 仮設工作物の設置及び撤去期間、資材及び機器の製作期間等を考慮する。
- (5) 使用する材料及び採用する工法により、作業の手順及び工程が異なることを考慮する。
- (6) 工事内容、施工条件等を踏まえた施工計画を適切に想定する。
- (7) 入居官公署等の業務特性等により工程に影響を及ぼすと考えられる場合は、特定の施工条件を設計図書に明示し、施工手順等の特定の施工条件を考慮する。
- (8) 受電の時期及び設備の総合試運転調整に必要な期間を考慮する。
- (9) VOC測定、官公署の完了検査等に必要な期間を考慮する。
- (10) 建物の立地条件、建物を使用している中での工事等その他の制約により、段階を踏んで施工を行う必要がある場合や、完成した箇所に移転しながら工事を進める必要がある場合は、支障物及び引越期間を考慮する。

2. 新築工事

- (1) 建設資材や労働者の確保等の準備、基礎及び躯体工事、仕上げ工事、設備工事（機器の製作、受電後における総合試運転調整を含む。）並びに外構工事のそれぞれに要する期間など建築物の新築工事を構成する個々の工事期間を適切に積み上げ、実情に応じた工期を設定する。
- (2) 根切り工事及び地業工事においては、土質、地下水及び地下埋設物の有無等が工期に大きく影響することを考慮する。
- (3) 躯体工事、仕上げ工事等においては、適切な養生期間を見込む。
- (4) 工事期間中に引越が発生する場合は、引越に必要な期間を考慮する。

3. 改修工事

- (1) 建築物を使用している中での工事の場合は、施工不可能な日程及び時間（休日又は夜間作業の有無、停電作業の可否、空調期間中の施工の可否、その他機器等の運転停止不可期間）等の施工条件を考慮する。
- (2) 改修工事のために代替設備等の確保が必要な場合は、代替設備等の設置（撤去を含む。）に必要な期間を考慮する。
- (3) 機器の撤去及び解体等に伴い、アスベスト除去等を行う必要がある場合は、除去工事に加え、官公署手続等に必要な期間を考慮する。
- (4) 工事の施工に先立ち発注者が実施する施工計画調査、施工数量調査等の施工調査に必要な

期間を考慮する。

- (5) 資材の仮置き場が狭い場合、作業の都度、仮設及び養生の掛け払いをする必要がある場合、その他作業効率が低下する要因がある場合は、作業効率を考慮する。

第6 工期の変更

発注者は、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要と認められるときは、適切に設計図書を変更するとともに、その結果必要となる工期の変更を行う。

また、一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合は、一工事の工期が変更された際には、関連するその他の工事の工期についても変更を検討する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。